

# 労働紛争の新規申請は15件 昨年から減少

## ～令和4年 京都府労働委員会の労働紛争の取扱状況について～

令和5年2月21日  
京都府労働委員会事務局

京都府労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関であり、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成の特色を生かして、中立・公正な立場で労使紛争の早期解決に当たっています。

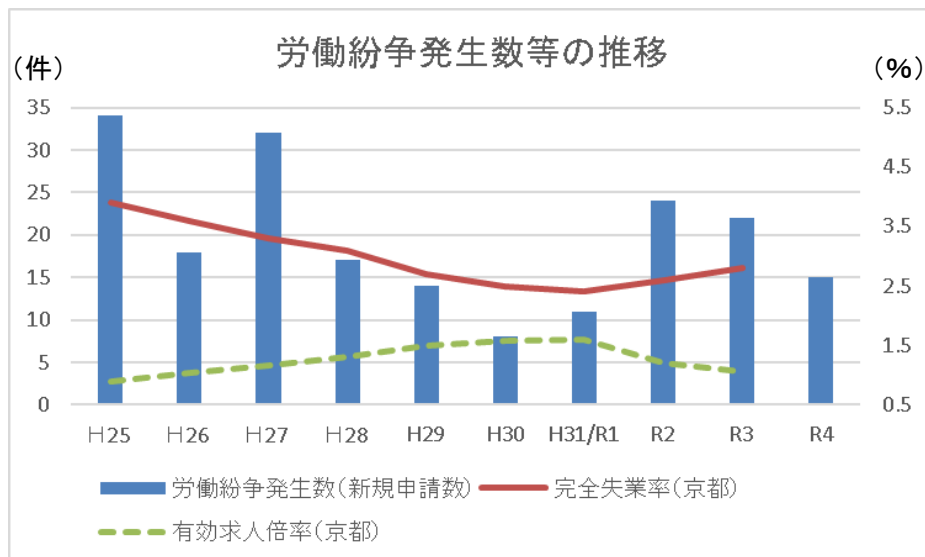
この度、令和4年1月から12月までの期間の京都府労働委員会の労働紛争の取扱状況について、次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

### ▶ 労働紛争取扱状況

#### 【申請事件の概要】

- ・新規申請は15件。昨年に比べ減少しており、その内訳は、労働争議は6件と前年と同数で、個別労働関係紛争は9件と前年の16件から大きく減少している。
- ・終結は21件で、ほぼ昨年並みであった。

区分	年	係属事件			終結事件	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
合計	4	8	15	23	21	2
	3	6	22	28	20	8
	2	2	24	26	20	6
	31・元	-	11	11	9	2
	30	1	8	9	9	-
労働争議 (集団)	4	-	6	6	5	1
	3	-	6	6	6	-
	2	1	3	4	4	-
	31・元	-	2	2	1	1
	30	1	5	6	6	-
個別労働 関係紛争	4	8	9	17	16	1
	3	6	16	22	14	8
	2	1	21	22	16	6
	31・元	-	9	9	8	1
	30	-	3	3	3	-



### 【労働争議の調整】（労働組合と使用者の間の紛争）

- ・係属事件6件は全て新規申請で、いずれも労働組合からのものであった。これらのうち2件が従業員数1,000人超、2件が従業員数300人超であり、大規模な会社の争議が大半であった。
- ・ホテルの廃業に伴う事件など、新型コロナの影響を受けた事件も見受けられた。
- ・あっせん事項別でみると、賃上げ、一時金の支払いなどに関するものが5件、団体交渉の促進に関するものが3件と上位を占めている。

### 【個別労働関係紛争のあっせん】（個々の労働者と事業主の間の紛争）

- ・新規申請の9件は、いずれも労働者側からのあっせん申請で、うちコロナ禍を背景とする事件は、昨年の4件から1件に減少した。
- ・あっせん事項別でみると、解雇の撤回など経営又は人事に関するものが9件、賃金減額など賃金に関するものが3件と上位を占めている。

（注）申請には複数のあっせん事項が含まれるため、事項別件数の計と申請件数とは一致しない。

- ・本年の特徴として、終結数16件、解決率87%と、それぞれ5年間で最高となっている。

（参考）あっせん…当事者間での自主的な解決が困難となった場合に、中立・公正のあっせん員が労使の間に入って話し合いによる解決をサポートする制度

### 【事前相談件数の概要】

- ・京都府労働委員会では、個別労働関係紛争に係る労働相談を受け付けている。
- ・相談件数は167件で、一昨年の増加以降、同水準で継続している。
- ・相談内容は、職場の人間関係が46件、雇止めや解雇等雇用に関するものが33件等となっている。

（単位：件）

年	30	31・元	2	3	<b>4</b>
相談件数	99	120	163	163	<b>167</b>

### 【不当労働行為事件の審査】（労働組合法に基づく不当労働行為の救済申立に対する審査）

- ・新規申立てではなく、前年からの繰越である3件が係属
- ・うち1件が救済、1件が和解で終結し、1件が係属中

（単位：件）

区分	年	係属事件			終結事件					次年繰越
		前年繰越	新規申立て	計	命令救済	命令棄却	和解	取下げ	計	
不当労働行為事件の審査	<b>4</b>	<b>3</b>	-	<b>3</b>	<b>1</b>	-	<b>1</b>	-	<b>2</b>	<b>1</b>
	3	3	2	5	1	-	1	-	2	3
	2	2	2	4	1	-	-	-	1	3
	31・元	4	2	6	1	1	2	-	4	2
30	5	3	8	1	1	2	-	4	4	

（単位：回）

区分	年	調査	審問	合議	和解	計
不当労働行為事件の調査・審問等実施回数	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>12</b>	<b>23</b>
	3	12	2	5	19	38
	2	4	5	2	7	18
	31・元	6	4	6	11	27
30	22	3	6	24	55	